

射水市監査委員告示第9号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和6年8月に実施した財政課、会計課、消防本部総務課、消防本部防災課、消防本部通信指令課、射水消防署、新湊消防署の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年8月8日

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 中 川 一 夫

定例監査結果報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(財務管理部) 財政課

(会計管理者) 会計課

(消 防 本 部) 消防本部総務課、消防本部防災課、消防本部通信指令課、
射水消防署、新湊消防署

(2) 選定理由

財政課、会計課、消防本部総務課、消防本部防災課、消防本部通信指令課、射水消防署、新湊消防署の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査方法	監査対象	前回の監査	
監査委員監査	財政課	令和5年7月19日 ～令和5年8月2日 (令和4年度執行分)	監査委員監査
書類監査	会計課	令和5年10月27日 ～令和5年11月10日 (令和4年度執行分)	書面監査
	消防本部総務課、消防本部防災課、消防本部通信指令課、射水消防署、新湊消防署		監査委員監査

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和5年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 予算の執行が適正に行われていないリスク	ア 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
	イ 予算計画に対する実績は妥当であるか。

	ウ 継続費、繰越明許費の繰越扱い、使用手順に誤りはないか。
	エ 計数に違算はないか。特に各種の帳簿の計数は、証拠書類等の計数及び関係帳簿類の計数と符合しているか。
	オ 出納員等の事務引継は適正に行われているか。
	カ 歳入の徴収又は収納事務の委託及び支出事務の委託は適正に行われているか。また、歳入の徴収又は収納の事務を委託した場合、所定の告示及び公表を行っているか。
(2)資金運用が円滑に行われないリスク	ア 起債の内容は適切か。起債の目的、資金種別、時期、限度額、方法、借入先、利率及び償還の方法等は適切か。
	イ 起債は予算で定められた限度内で行われているか。
	ウ 基金の設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。
	エ 基金の取崩し手続は適正に行われているか。
	オ 基金運用から生ずる収益及び管理経費の処理は適切に行われているか。
(3)賦課事務が適正に行われないリスク	ア 台帳、帳簿、証拠書類等は保存されているか。また、その記帳は適正に行われているか。
	イ 非課税、減免、課税免除、不均一課税、納期延長の取扱い及び手続は、法令等の規定に基づいて適正に行われているか。
	ウ 更正決定及び加算金の処理は適正に行われているか。
(4)徴収、滞納整理事務の手続が適正に行われないリスク	ア 徴収台帳等は整備されているか。また、その記帳は適正に行われているか。
	イ 滞納者の実態は十分調査されているか。また、その滞納の状況と理由を明確に把握し、かつ記録しているか。
	ウ 必要に応じ徴収停止、履行期限の延長、分割納付、債務の免除等の緩和措置がとられているか。また、その手続は適正か。

	エ 督促手数料、延滞金等は適正に徴収しているか。また、これを免除しているものについては、理由及び手続は適正か。
	オ 不納欠損処分は適時、かつ厳正に行われているか。
(5)支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。
(6)必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(7)契約手続が適正に行われないリスク	ア 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	イ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	ウ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。

4 監査の実施内容

財政課、会計課、消防本部総務課、消防本部防災課、消防本部通信指令課、射水消防署、新湊消防署の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月2日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 財政課

財政課は、予算の編成・執行、資金計画に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 財政計画及び予算の編成に関すること。
- ② 予算の執行及び調整に関すること。
- ③ 地方債及び資金計画に関すること。
- ④ 地方交付税、地方譲与税及び交付金に関すること。
- ⑤ 基金の管理に関すること。

(2) 会計課

会計課は、一般会計及び特別会計（企業会計を除く。）に係る出納及び決算に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 公金管理・運用に関すること。
- ② 市税及び手数料等の窓口収納に関すること。
- ③ 収入・支出に係る伝票審査に関すること。
- ④ 現金、有価証券及び物品（使用中のものを除く。）の出納保管に関すること。

(3) 消防本部総務課

消防本部総務課は、消防本部の総務及び人事に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 条例、規則、規程等の制定改廃に関すること。
- ② 予算、決算及び経理に関すること。
- ③ 消防団に関すること。
- ④ 職員及び団員の人事、福利厚生等に関すること。

(4) 消防本部防災課

消防本部防災課は、災害の警戒及び防ぎよに関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 救急・救助業務に関すること。
- ② 総合防災訓練に関すること。
- ③ 消防機械及び装備の整備に関すること。

(5) 消防本部通信指令課

消防本部通信指令課は、火災・救急・救助出動の指令管制に関する事務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 気象警報等の発令に関すること。
- ② 通信施設等の維持管理に関すること。
- ③ 消防相互応援協定に関すること。

(6) 射水消防署

射水消防署は、火災、救急・救助活動、火災の原因と損害調査等の教務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 救急技術の指導及び訓練に関すること。
- ② 危険物施設の立入検査及び指導に関すること。
- ③ 住宅防火対策に関すること。

(7) 新湊消防署

新湊消防署は、火災、救急・救助活動、火災の原因と損害調査等の教務を行っており、主として次のような業務が行われている。

- ① 救急技術の指導及び訓練に関すること。
- ② 危険物施設の立入検査及び指導に関すること。
- ③ 住宅防火対策に関すること。

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

1 意見

(1) 財政課

ア 令和5年度決算は実質収支額が17億円余りとなり、これは適切な財政運営の成果であると高く評価したい。各種基金については、必要に応じ適切に取り崩し、一般財源に活用することは有効な手段であり、将来を見据えた目標額を設定して計画的に積み立てるなど、適宜判断されたい。なお、今後とも国、県の補助金のほか、交付税算入率の高い市債と有効な財源を確保し、市債の繰上償還を進め公債費負担の軽減を図られたい。

イ 歳出については、一層の経費節減はもとより、特に「射水市補助金適正化に関するガイドライン」により、旧態依然とした補助金についてはしっかりと見直しを図られ、健全で持続可能な財政運営に努められたい。